

海外から鳥獣等を輸入する皆様へ

鳥獣等の輸入規制制度

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、鳥獣保護管理法という）の規定に基づき、国外からの鳥獣等（鳥獣及びその加工品、鳥類の卵）の輸入を規制し、その出所を明確にすることによって、違法な鳥獣の捕獲等の防止を図ることを目的とする制度です。

特定輸入鳥獣（鳥類21種1亜種）を輸入した際には、速やかに輸入された特定輸入鳥獣が適法に輸入されたものであることを示す標識（足環）の交付を受け、当該特定輸入鳥獣に装着する必要があります。

鳥獣保護管理法に基づく輸入規制の対象となる鳥獣等リスト

(1) 鳥獣

鳥類	ヤマドリ、ツグミ 特定輸入鳥獣 オシドリ、オオタカ（日本産亜種: <i>Accipiter gentilis fujiyamae</i> ）、コガラ、ヤマガラ、ヒガラ、ヒバリ、ウグイス、メジロ、コマドリ、ノゴマ、コルリ、キビタキ、オオルリ、カワラヒワ、マヒワ、イスカ、ウソ、コイカル、イカル、ホオジロ、ミヤマホオジロ、ノジコ
哺乳類	タヌキ、キツネ、テン、イタチ、シベリアイタチ、アナグマ、ニホンカモシカ、キタリス、ニホンリス、ムササビ

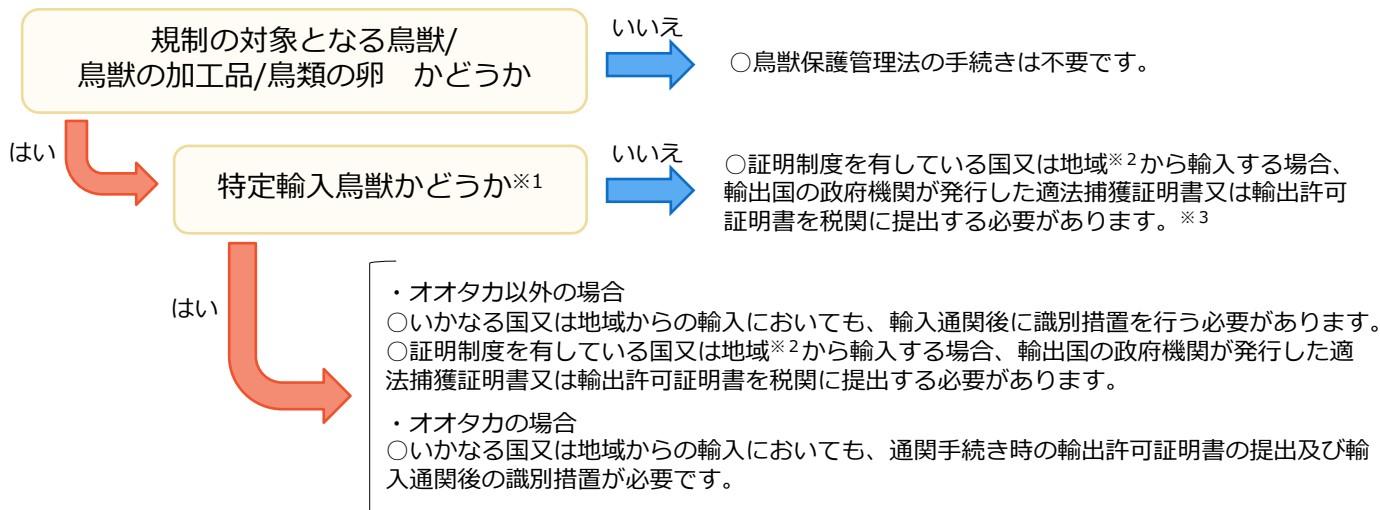
(2) 鳥獣の加工品

鳥類	オシドリ、ヤマドリ：はく製、標本及び羽毛製品
哺乳類	キツネ、アナグマ：はく製及び標本 タヌキ、テン、イタチ、シベリアイタチ、ニホンカモシカ、キタリス、ニホンリス、ムササビ：はく製、標本、毛皮及び毛皮製品

(3) 鳥類の卵

各種鳥類の卵（種の保存法に規定する「国内希少野生動植物種」の卵については、種の保存法に基づいて輸入規制されているため、鳥獣保護管理法においては輸入規制対象外）

輸入規制の対象となる鳥獣等の輸入手続き

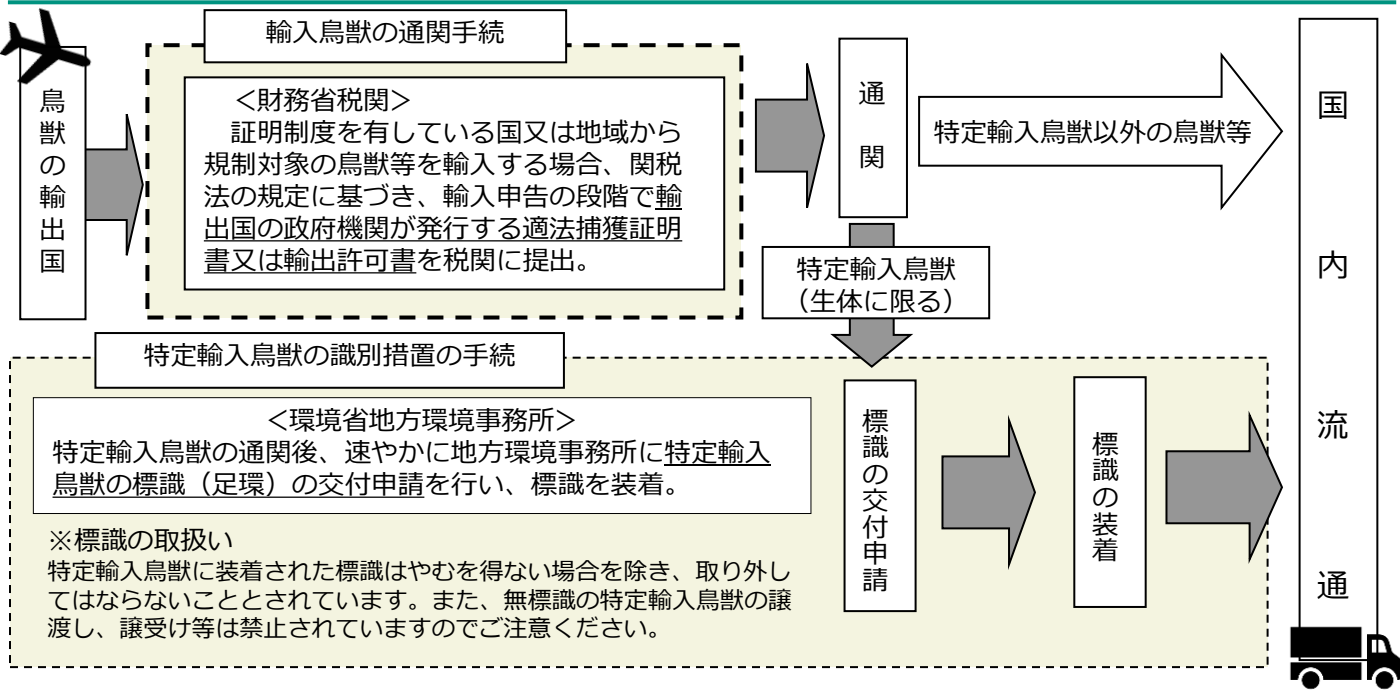


※1 生体に限る

※2 アルゼンチン、インドネシア、ウクライナ、カナダ、シンガポール、大韓民国、台湾、中華人民共和国、ニュージーランド、ブラジル、ペルー、ベルギー、香港、マレーシア、メキシコ、ラオス

※3 証明書の発行方法についての詳細は、それぞれの国又は地域の証明書の発行機関にお問い合わせください。

手続きの流れ



特定輸入鳥獣の識別措置について

◎標識（足環）の交付申請の手順

<事前相談>

特定輸入鳥獣を輸入される場合、あらかじめ、お近くの環境省地方環境事務所に標識交付申請書の案をご提出ください。

<申請>

特定輸入鳥獣の通関後、特定輸入鳥獣の種類・数量等を環境省職員が確認した上で、申請書の正本を作成いただきます。申請書正本には、関税法の規定により交付された輸入許可書の写し又は通関の証明書の写しを添える必要があります。また、参考資料として検疫所に提出した動物の輸入届出書の写しをご提出願います。

<手数料>

標識の交付の手数料（1羽につき1,700円）については、申請書に収入印紙を貼ることにより納付していただきます。

<標識の装着>

標識は、輸入後速やかに申請者等が自ら装着していただきます。なお、装着のための器具は貸与します。

◎お知らせ◆ご注意ください◆

□標識の再交付申請

足の疾患にかかっているとき又は足に外傷があるときは、やむを得ない場合として、足環を取り外すことができます。これらの足の疾患等が治癒した場合又は標識が破損した場合には、標識の再交付を受けることができます。

□譲渡の際の注意事項

特定輸入鳥獣が申請者から第三者（小売業者、購入者等）へ譲り渡され、当該第三者が標識の再交付を求めることもあり得るため、「輸入許可書の写し又は通関の証明書の写し」及び「破損した標識又は足の疾患等により取り外した標識」を保管する必要があります。これを譲受け人へご周知願います。

お問い合わせ先（最寄りの環境省地方環境事務所等の野生生物課）

○輸入手続きについてご不明の点は、最寄りの環境省地方環境事務所等の野生生物課にお問い合わせください。

○動物及びその加工品等の輸入にあたっては、他法令に基づく規制がなされている場合がありますので、必要に応じて、環境省地方環境事務所（外来生物法等）、農林水産省動物検疫所（家畜伝染病予防法等）、厚生労働省検疫所（感染症予防法）、経済産業省貿易経済協力局貿易管理課（外為法）にお問い合わせください。

北海道地方環境事務所 TEL:011-299-1954

東北地方環境事務所 TEL:022-722-2876

中部地方環境事務所 TEL:052-955-2139

近畿地方環境事務所 TEL:06-6881-6505

九州地方環境事務所 TEL:096-322-2413

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 TEL:03-5521-8285

釧路自然環境事務所 TEL:0154-32-7500

関東地方環境事務所 TEL:048-600-0817

信越自然環境事務所 TEL:026-231-6573

中国四国地方環境事務所 TEL:086-223-1561

沖縄奄美自然環境事務所 TEL:098-836-6400